
一般社団法人愛媛県社会福祉士会 生涯研修部会運営規程

生涯研修部会規程第1号
2013年6月15日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「県社士会」という）として定めた生涯研修部会に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条

1. 生涯研修部会は、県社士会生涯研修制度に基づき、会員及び県社士会の力量を向上するための研修に係る事項を統括、運営することを目的とする。
2. 県社士会で行う研修の企画運営及び全体調整、研修指針や重要課題の決議等を行うことを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

1. 県社士会において生涯研修部会と称す機関を置く。
2. 生涯研修部会は、県社士会の会員で構成する。部会長は、県社士会の理事とする。

（機能及び事業内容）

第3条

生涯研修部会の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

1. 会員の研修に係る研究及び研修プログラムの開発
2. 基礎研修、共通研修、専門研修、分野専門研修等の生涯研修制度の運用及び研修履歴の管理
3. 会員を対象にした継続的な研修プログラムに基づく研修、個別テーマに沿った研修、合宿研修及び新人研修等の企画・運営
4. その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

（改正）

第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

（補足）

第5条

この規程に定めるもののほか、生涯研修部会の運営に必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

この規程は、2004年8月21日から施行する。
この規程は、2008年5月11日から施行する。
この規程は、2013年6月15日から施行する。